

博士論文要旨

スクールソーシャルワーカーの支援開始の判断と支援行動の関連性

－ 児童虐待事例の支援に焦点をあてて－

Relationships between Initial Judgement and Action by the School Social Workers

－ Focusing on Supporting for Cases of Child Abuse －

ルーテル学院大学大学院 総合人間学研究所
社会福祉学専攻 博士後期課程 池田 紀子

児童福祉法（1947（昭和22）年）では、要保護児童の通告義務が規定されている。児童虐待の防止等に関する法律（2000（平成12）年）では、児童虐待の早期発見と早期介入による虐待予防が期待された。しかしながら、法律の制定から現在に至るまで、関係機関が関与しながらも児童虐待による死亡事例は発生し、子どもの生命が脅かされる状況が続いている。子どもの生命を守るためには、一つの機関だけの支援完結という支援体制ではなく、多機関間連携による社会的な支援システムづくりが必要となってきた。しかし、この体制には、多機関の活用上の多くの課題が存在する。

例えば、特定の子どもや家族に対して多機関を活用する場合、結果が出るまでには膨大な時間と人的エネルギーが必要であり、今ではそれは限界に達している。児童相談所（以下、「児相」と略す）や市町村の職員の業務の多忙化や専門性確保の必要性、自治体のスクールソーシャルワーカー活用事業における福祉的人材の不足の現状では、この限界はさらに深刻なものになっている。その意味では、多機関で同時に支援を開始する協働体制によって最小の資源で最大の効果を上げることが求められる。

そこで、本研究では、児童虐待対応における支援者が、事態が深刻化する前に子どもの救済のための突破口を何とかして見出そうとする事象に類似している閾値（しきい値）

「Threshold」を基本概念として、児童虐待の事例に対応するソーシャルワーク専門職の判断と支援行動に焦点をあてることとした。特に、学校現場でのスクールソーシャルワーカー（以下、「SSWer」と略す）の支援開始の判断と支援行動の関連性について、判断基準と判断への影響要因の観点から検討することを目的とした。そのために、「児童虐待に関するSSWerの支援開始の判断と支援行動」に関する質的調査と、「SSWerの虐待重症度の判断と児童相談所への虐待通告の必要判断への影響要因」に関する量的調査を実施し、分析結果をもとに考察した。

第1章では、研究の社会的背景として、虐待事例の対応件数の増加や死亡事件を踏まえた児童虐待防止対策の進展を取り上げた。虐待事例への対応は支援者個々の取り組みでは不十分であり、多機関による協働体制で虐待事例への早期対応の効果を上げていくことを課題として整理した。本研究で用いる概念として、児童虐待、児童虐待対応における閾値「Threshold」、児童虐待通告の果たす機能、関係機関の協働体制について、法制度や先行研究をもとに定義した。このうち児童虐待対応における閾値の概念を「全ての児童に対応

する専門職や関係機関が、児童福祉を保障する理念のもと、様々な基準で児童の置かれている状況が支援の必要な時点に達したと判断し、支援行動を開始するレベル」と定義した。

第2章では、児童虐待対応における学校と関係機関の連携に関する法制度と先行研究を概観した。特に義務教育である小中学校は全ての子どもと家族に関わることができる場であり、虐待対応において学校の機能を活かした支援の可能性があることを示した。一方で、虐待事象は家庭で発生するため、教育機関としての立場からは家庭への支援には限界があることも示した。こうした限界を踏まえ、学校において、虐待のリスク判断を行い、関係機関との連携を推進するソーシャルワーク専門職のSSWer活用促進が求められていることを述べた。実践理論としては、学校でのソーシャルワーク実践にシステムアプローチを適用する有効性を述べた。困難やジレンマを伴う児童虐待の事例への支援は、専門性が必要であり、児童虐待対応においても、相互作用に重点を置くシステムアプローチが有効であることを示した。

第3章では、児童虐待対応における判断基準と閾値の概念に関する国内外の先行研究を精査し、特にソーシャルワーク専門職であるSSWerの支援から、判断と閾値の概念との関連を考察した。最初に、国内における児相や市町村の児童虐待対応では、リスクアセスメントが判断基準として用いられていることを示した。次に、海外の児童虐待対応に関する先行研究から、法制度を介入基準とする閾値レベル、リスクアセスメントを基準とする閾値の判断、閾値による支援開始の時期という3つの理論的視座を提示した。

第4章では、調査概要を述べた。本研究ではミックス法を採用し、最初に質的調査でデータを分類し、その結果に基づいて量的検証する探求的順次デザインを用いた。

第1調査である質的調査は、SSWerの支援開始の判断と支援行動の開始時点がどのような状況であったのか、また、支援開始の判断基準と支援行動がどのように閾値と関連しているのかを探索的に明らかにすることを目的とした。分析枠組みとして、「閾値レベル」を用いて、支援介入の時期がSSWerと関係機関の間で一致しなかった状況を閾値レベルとの対比で検討することにした。閾値レベルの分析上の操作的定義は、「SSWerが児童の置かれている状況に応じて、法制度の基準によって支援行動を開始するレベル」とし、閾値レベル4は「虐待の可能性の高い児童への公的サービス」、閾値レベル3は「複雑なニーズをもつ児童への公的サービス」、閾値レベル2は「早期支援ニーズのある児童への追加サービス」、閾値レベル1は「早期支援ニーズのある児童への普遍的なサービス」とした。

第2調査である量的調査は、質的データの分析結果を量的に検証するため、SSWerが児童虐待の事例に対応する時、子どもの生命に関わる虐待重症度の判断と、法律で定められた虐待通告の必要判断には、どのような要因が影響しているのかを明らかにすることを目的とした。分析枠組みとしては、「閾値の判断」を用いた。閾値の判断の分析上の操作的定義は、「SSWerがリスクアセスメントを基準として、法律で定められた児相への虐待通告が必要かどうかを判断すること」とした。

第5章では、質的調査により、児童虐待に関するSSWerの支援開始の判断と支援行動について、テーマ分析により分析し考察を行った。分析は、1) 支援行動、2) 支援開始の判断、3) 法的根拠を閾値レベルに対比させて行った。

1) SSWer の支援行動を閾値レベルと対比させ分類したところ、SSWer は閾値レベル 4 と閾値レベル 3 に該当する虐待の可能性と子どもの生命の危険度が高い場合は、児相介入や関係機関の公的サービスの導入を優先し、連携による支援行動を開始していた。閾値レベル 2 と閾値レベル 1 に該当する早期支援のニーズがある場合は、ソーシャルワークの専門的な知識によりニーズアセスメントを行い、調整機能を発揮し、子どもの人権擁護という普遍的な価値に基づき学校現場で支援行動を開始していたことが明らかになった。2) SSWer の支援開始の判断を、SSWer の判断の根拠（①法制度、②児童・家族の状況）及び関係機関の支援開始の判断（③学校、④児相・市町村）と対比させ、閾値レベルとの関連を分類した。その結果、支援開始の判断が、根拠や主体によって 1 段階または 2 段階の閾値レベルのずれが生じていたことが分かった。3) SSWer の支援開始の判断が含まれたカテゴリーを、閾値レベルごとに法律の条文と通知内容によって分類したところ、閾値レベルによって判断基準となる法制度と支援行動が異なっていたことが分かった。1) から 3) の分析により、SSWer が緊急度と法制度を判断基準として用いながら、閾値レベル間の境界線を越えて支援を開始する閾値の判断を行っていたことを明らかにした。

以上の分析結果に基づき、テーマ別にカテゴリーを分類すると、〈情報収集〉、〈情報分析〉、〈関係機関の役割確認〉、〈協働開始の根拠提示〉、〈協働体制による支援開始〉の 5 つのテーマが生成され、5 段階の支援行動のプロセスを見出すことができた。それは、SSWer が子どもの生命に関する緊急度と法的根拠を判断基準としながら閾値レベルを設定する判断と 5 段階の支援行動をすることで、支援を継続させているプロセスであった。

第 6 章では、ピネットを用いた量的調査により、児童虐待の事例に対応する SSWer の虐待重症度の判断と児相通告の必要判断への影響要因について、ロジスティック回帰分析とマルチレベル分析を行い、考察した。量的調査では、以下の 3 つの作業仮説を検証した。

作業仮説 1 は、「SSWer による虐待類型別の虐待重症度の判断は、①年齢、SSWer・ソーシャルワーカー（SSWer 除く）としての虐待事例の担当経験、要保護児童対策地域協議会実務者会議・個別ケース検討会議への参加経験、社会福祉士・教員免許の有無の個人要因、②配属形態の組織要因が影響する」とした。分析の結果、虐待類型によって虐待重症度の判断への影響要因が異なることが明らかになった。虐待重症度の判断は、同じ基準を用いたとしても、その人の属性によって異なる判断が下される可能性があることも示唆された。

作業仮説 2 は、「SSWer による虐待類型別の児相通告の必要判断は、①年齢、SSWer・ソーシャルワーカー（SSWer 除く）としての虐待事例の担当経験、要保護児童対策地域協議会実務者会議・個別ケース検討会議への参加経験、社会福祉士・教員免許の有無の個人要因、②虐待類型別の重症度判断、③配属形態の組織要因が影響する」とした。分析の結果、虐待類型によって児相通告の必要判断への影響要因が異なることが明らかになった。身体的虐待と性的虐待のピネットでは、虐待重症度の判断が直接的に児相通告の必要判断に影響を及ぼしていたが、ネグレクトと心理的虐待のピネットでは、虐待重症度の判断が媒介変数となり、間接的に児相通告の必要判断に影響を及ぼしていた。

作業仮説 3 は、「SSWer の虐待重症度の判断には、①ソーシャルワーカー（SSWer 除く）としての虐待事例の担当経験、社会福祉士・教員免許の有無の個人要因、②配属形態、勤

務日数の組織要因が影響する」とした。分析の結果、①の個人要因は支持されず、統制変数として投入したソーシャルワーカーの経験年数が有意な結果となった。②の組織要因は、勤務日数のみが有意な結果となった。

作業仮説3の結果から、SSWerは、ビネットの虐待類型の違いに影響されず、個人要因であるソーシャルワーカーの経験年数と、組織要因である勤務日数が長くなる程、虐待重症度を重く判断する傾向があることが分かった。ソーシャルワーカーの経験年数の長さからは、多様な実績をもつSSWerのなかで、ソーシャルワーク専門職としての経験のあるグループが、学校現場での児童虐待対応の判断に貢献できる可能性が考えられた。SSWerとしての勤務日数が長くなる程、虐待重症度を重く判断するグループの存在は、児童虐待の深刻な事例に対応するためには十分な時間が必要であることを示唆していると考えた。勤務日数は労働契約の範疇であり、ソーシャルワークの知識や技術という個人の実践の範疇で対応することは困難であるが、SSWerが安定した労務環境で勤務することが子どもの安全を守ることに繋がってくるのではないかと考えた。

第7章では、第5章の質的調査と第6章の量的調査の分析結果・考察と、先行研究とを比較し、SSWerによる支援開始の判断と支援行動の関連性を考察し、SSWerによる児童虐待対応における実践への示唆と児童虐待防止対策への示唆を述べた。

SSWerによる支援開始の判断と支援行動の関連性に関しては、SSWerがアセスメント能力を発揮し、支援開始の判断基準としてリスクアセスメントと法制度を用いることが閾値レベルの一致につながっており、この閾値レベルの一致の促進が虐待の早期対応の効果を上げるために重要であると考えた。一方、閾値レベルの不一致の解消と支援行動の開始時期の遅れについては、個々の取り組みでは困難であり、早期段階での協働体制の稼働が必要であると考えた。SSWerによる児童虐待対応における実践への示唆としては、マイクロシステムでのSSWerの的確な判断によるソーシャルワーク支援の開始と、メゾシステムでの法律を連携の枠組みとするSSWerの支援行動の促進を示した。今後の児童虐待防止政策への示唆としては、メゾシステムでのSSWerによる早期支援開始の判断基準の明確化と、マクロシステムでの児童虐待防止のための協働体制に関する法律の制定が必要であることを明らかにした。

本研究の限界は、限定的な地域における調査の分析となっていること、質的調査に関して配属形態の違いを明確にしていないこと、量的調査に関してサンプルが少なく、判断の影響要因はビネットの内容の範囲に限定されることなどである。また、調査対象をSSWerに限定したため、専門職の違いによる判断のずれを検討することができなかった。閾値の概念の研究への活用も限定的であり、英国で発展した閾値の概念が、わが国における児童虐待対応の研究にどのように活かされているかについては、さらなる研究が必要である。

児童虐待の事例への支援は、マイクロシステムのSSWerのソーシャルワーク実践、メゾシステムのソーシャルワーク専門職としての判断と支援行動、マクロシステムの児童虐待防止対策という交互作用が複雑に絡み合っている。閾値の概念を多システム間の交互作用をつなぐ重要な枠組みとして捉え、児童福祉を保障する理念のもと、社会として子どもたちのために何を望むかを反映させるソーシャルワーク実践に貢献していきたいと考えている。